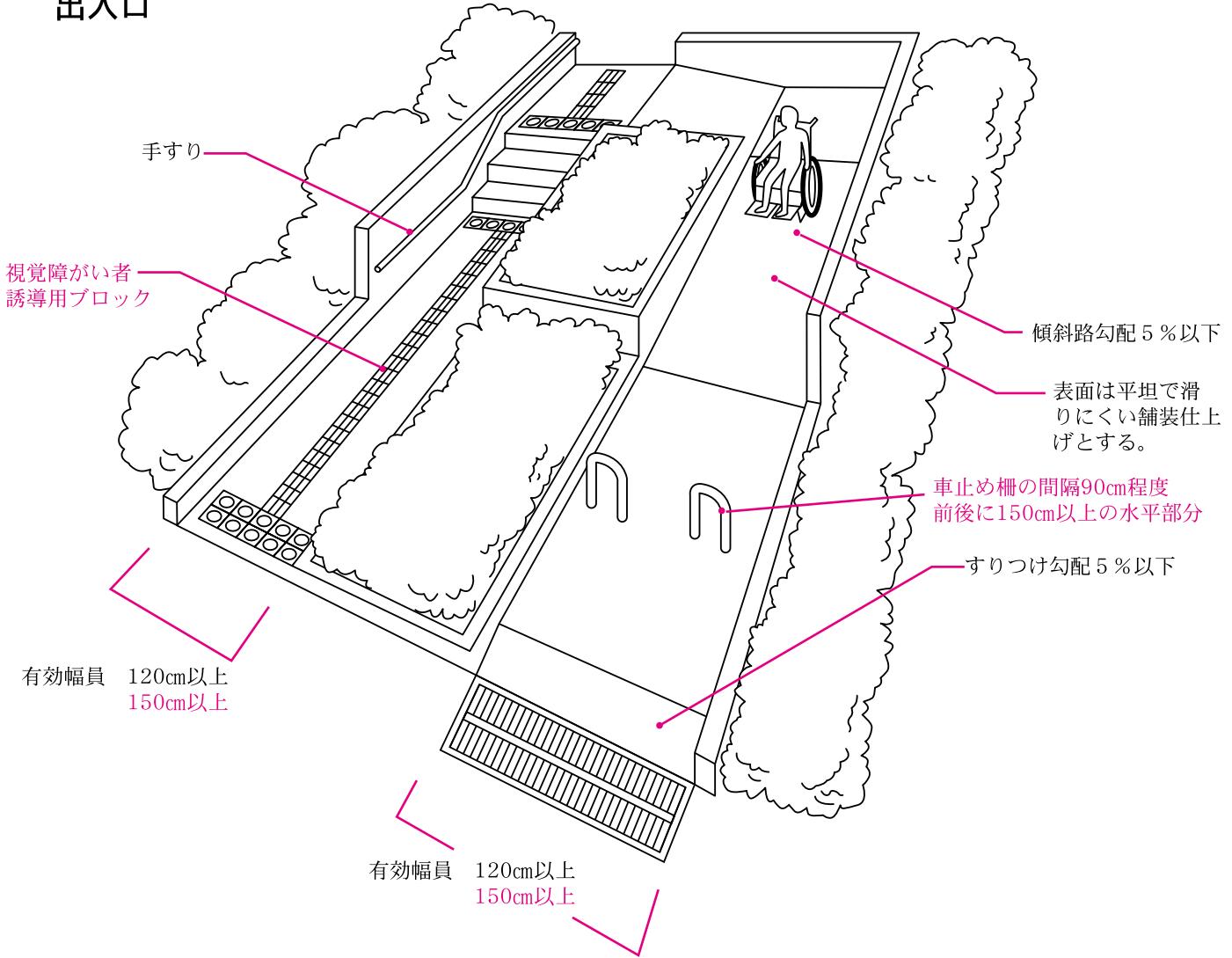


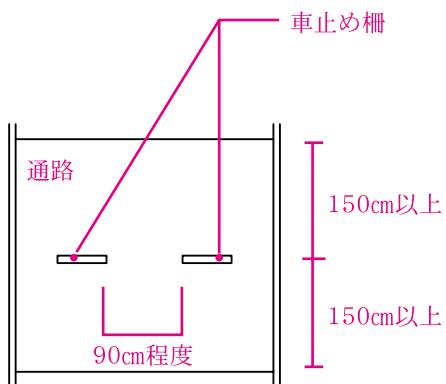
1／出入口

項目	整備基準	望ましい基準
幅員	<p>◆車いすで通行できるよう、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>① 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止めを設ける場合の有効幅員は、90センチメートルを標準とする。</p>	<p>◀ 150センチメートル以上とすること。(車止めを設ける場合の有効幅員は、90センチメートルを標準とし、前後に150センチメートル以上の水平部分を設ける。)</p>
勾配	<p>② すりつけ勾配は、5パーセント以下(やむを得ない場合は、8パーセント以下)とすること。</p>	<p>◀ 5パーセント以下とすること。</p>
出入口 仕上げ	<p>③ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>	
段差	<p>④ 段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合においては、2センチメートル以下とすること。</p>	
誘導		<p>◎ 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを設置すること。</p>
案内		<p>◎ 主要な出入口には、車いすで通行できる出入口、園路、車いす使用者用便所等障がい者が利用できる施設を案内板に表示することが望ましい。</p>

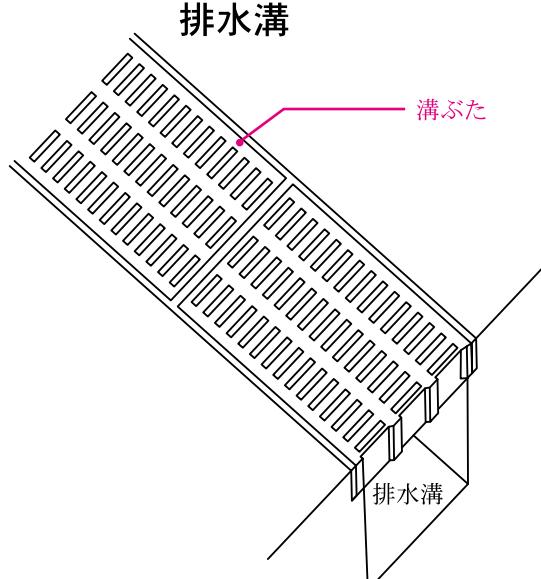
出入口



車止め柵



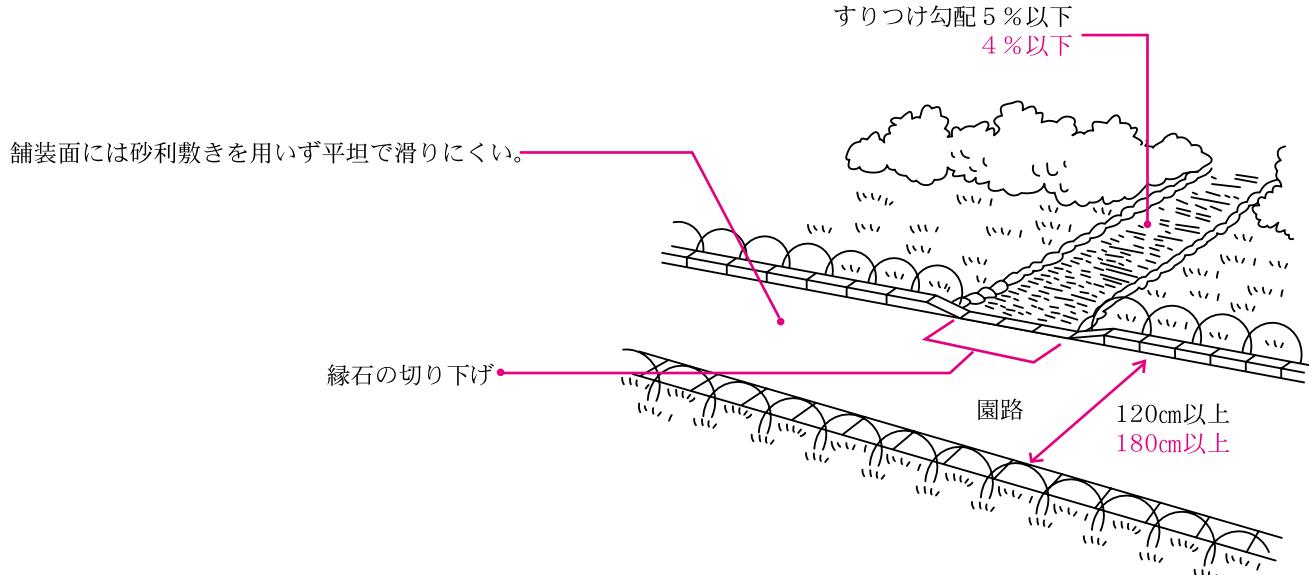
排水溝



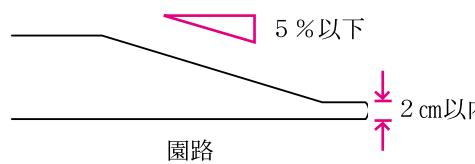
2 / 園路

項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
幅 員	<p>◆ ❶ に定める構造の出入口に通ずる1以上の園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>① 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p>	<p>◀ 180センチメートル以上とすること。</p>
縦断勾配	<p>② 縦断勾配は、5パーセント以下（やむを得ない場合は、6パーセント以下）とすること。</p>	<p>◀ 4パーセント以下とすること。</p>
水平部分	<p>この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設け、4パーセント以上の部分は手すりを設けること。</p>	<p>◎ 3パーセントから4パーセントの勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
横断勾配	<p>③ 横断勾配は、2パーセント以下（やむを得ない場合においては、4パーセント以下）とすること。</p>	<p>◀ 横断勾配は、1パーセント以下（やむを得ない場合には、2パーセント以下）とすること。</p>
園 路 仕 上 げ	<p>④ 表面は、滑りにくい材料で仕上げることとし、砂利敷きとしないこと。</p>	
段 差	<p>⑤ 園路内を横断する排水溝を設ける場合においては、段差が生じないように溝蓋を設け、つえや車いすのキャスター等が落ちないように配慮すること。</p>	
縁 石	<p>⑥ 通行導線から出入りする箇所の縁石などの段差は2センチメートル以下とし、切り下げ部分の有効幅員は120センチメートル以上とし、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。</p>	
傾 斜 路	<p>⑦ 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを持つことを。</p>	
誘 導		<p>◎ 園路の要所には、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することが望ましい。</p>
手 す り		<p>◎ 手すりを設ける場合は、次の仕様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは80センチメートル程度とする ・ 形状は、握りやすいものとする ・ 端部は、下方又は壁面方向に曲げるなど安全面に配慮する

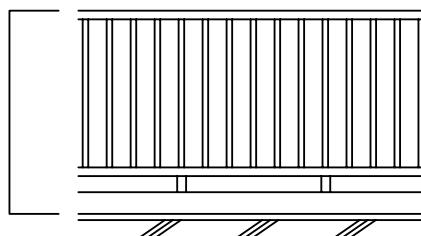
園路



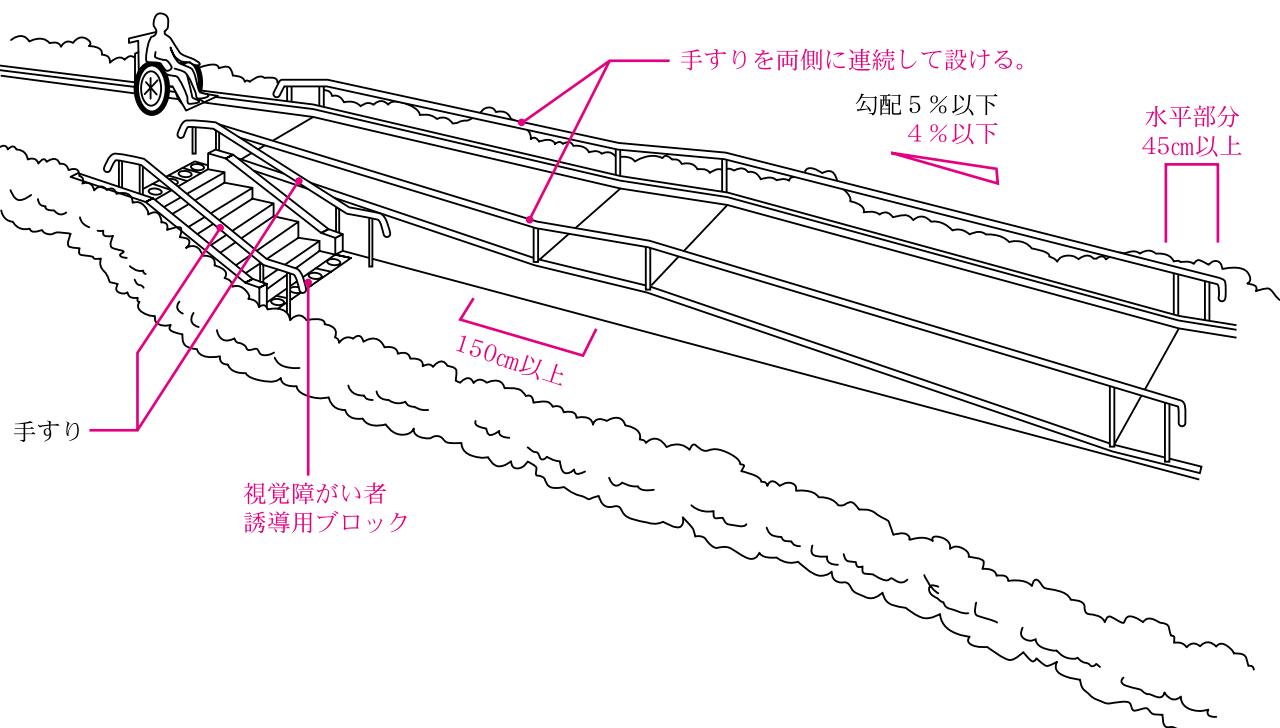
縁石の切り下げ



手すりの設置



縦断勾配

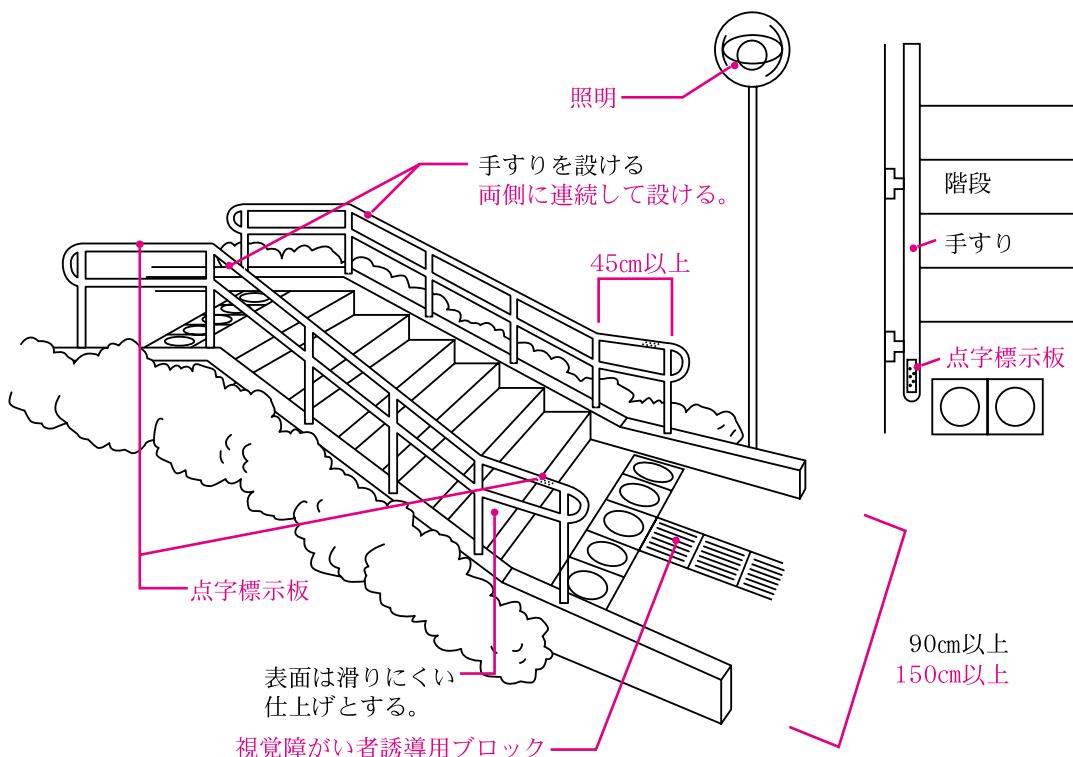


3 / 階段

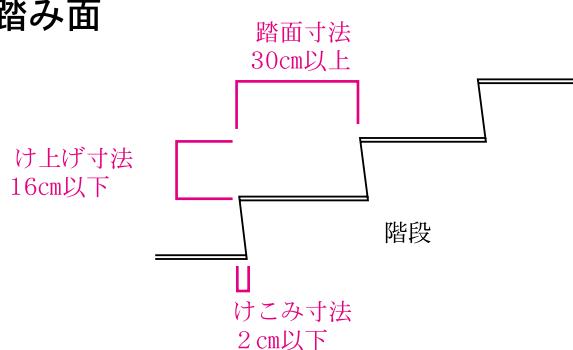
項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
階 段	◆① 主要な階段は、次に定める構造とすること。 ① 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	
	けあげ	◎ 幅は内法を150センチメートル以上とすること。 ◎ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
	けこみ	◎ けこみの寸法は、2センチメートル以下とすること。
	踏 面	◎ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
	回り段	◎ 同一階段ではけあげ、踏面の寸法は一定にすること。
	仕上げ	
	手すり 水平部分	◎ 両側に手すりを設けること。 ◎ 階段の終始部及び高さ250センチメートル以内ごとに長さ120センチメートル以上の水平部分を設けること。 ◎ 段鼻は色調、明度、仕上げ等について、踏面及びけあげと区別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。 ◎ 階段に接する園路及び踊り場の部分には注意喚起用材を設置すること。 ◎ 階段付近は、夜間利用を考慮し、照明設備を設置し、足元をできるだけむらなく明るくすることが望ましい。
注意喚起 用 材 照 明		

階段

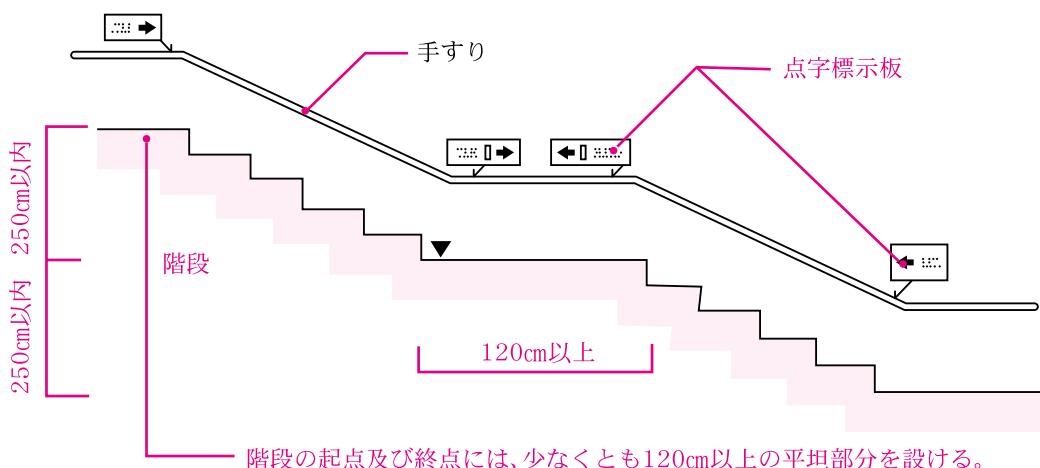
手すりの点字標示板



けあげ・けこみ・踏み面



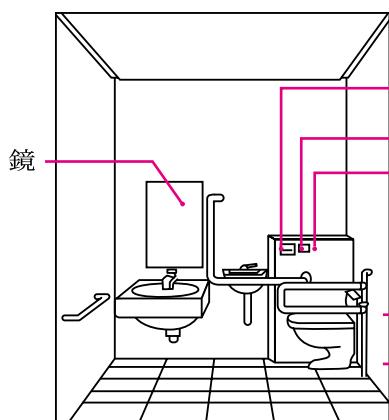
階段の踊り場



4 / 便所

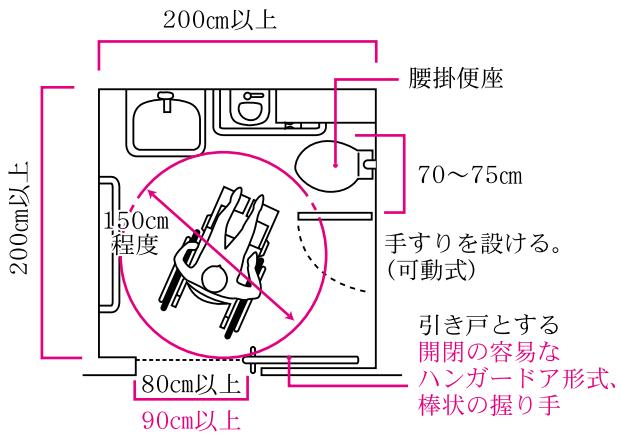
項目	整備基準	望ましい基準
便所	<p>◆ 不特定かつ多数の者の用に供する便所のうち 1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ 1) 以上の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>① 便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 ② 戸を設ける場合においては、当該戸は、利用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 ③ 洗面器の上端の高さは 70 センチメートル以上 80 センチメートル以下とし、下端の高さは 60 センチメートル以上とし、1 以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便所内に段差を設けないこと。 ◎ 男子用小便器のある便所を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器を 1 以上設けること。 ◎ 便房には手すりを設けること。 ◎ 男女それぞれの便所に腰掛便座のある便房を 1 以上設けること。
	<p>◆ 車いす使用者用便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>① 車いす使用者が安全かつ容易に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者用便房が設けられていること。 ② 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80 センチメートル以上とすること。 ③ 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ④ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 ⑤ 洗面器の上端の高さは 70 センチメートル以上 80 センチメートル以下とし、下端の高さは 60 センチメートル以上とし、洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 ⑥ 車いす使用者用便房内に設ける設備は、操作しやすいものとすること。 ⑦ 障がい者国際シンボルマーク等により標示すること。 ⑧ オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)に対応することができる構造の水洗器具等を設けた便房を設けること。その水洗器具等とは以下をいう。 ア) 専用の汚物流しと水洗器具を取付けたものの。イ) 温水シャワーを取付けたもの。ウ) 姿見鏡を設け、ペーパーホルダー及び石鹼水を取付けたもの。エ) オストメイト対応設備を設けたトイレであることを表示したもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 以上の車いす使用者用便所を設けること。 ◎ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設けること。(車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりのある便房が 1 以上ある場合を除く。)
車いす使用者用便所		

車いす使用者用便房の整備例



手の届くところに
ペーパーホルダー
を設ける。
洗浄装置
非常用ボタン
便房から手の届く
ところに設ける。

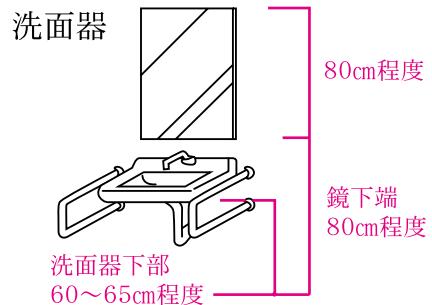
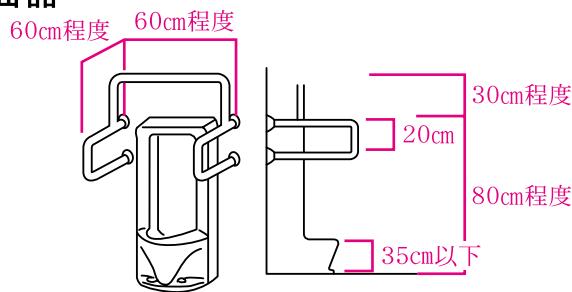
40~45cm



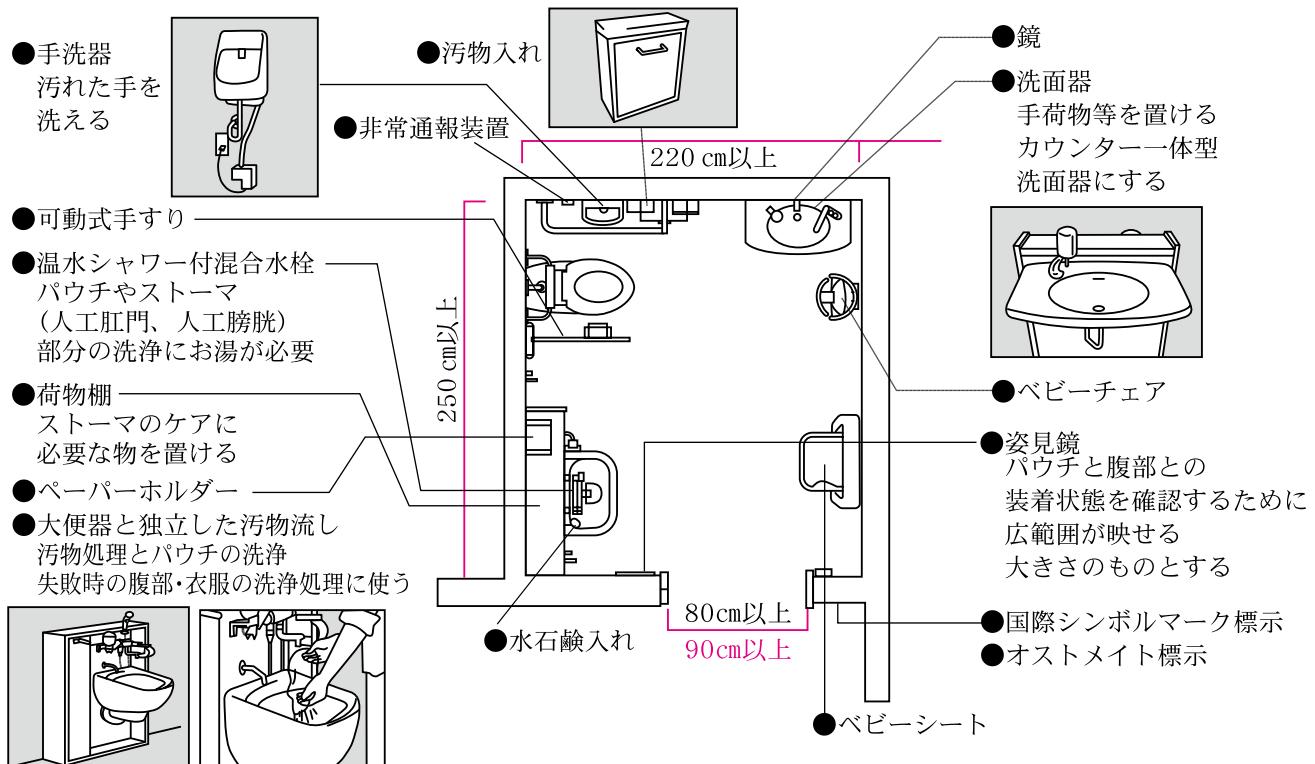
200cm以上
70~75cm
手すりを設ける。
(可動式)

150cm
程度
80cm以上
90cm以上
200cm以上
腰掛便座
引き戸とする
開閉の容易な
ハンガードア形式、
棒状の握り手

小便器・洗面器



オストメイト対応設備のある設計例



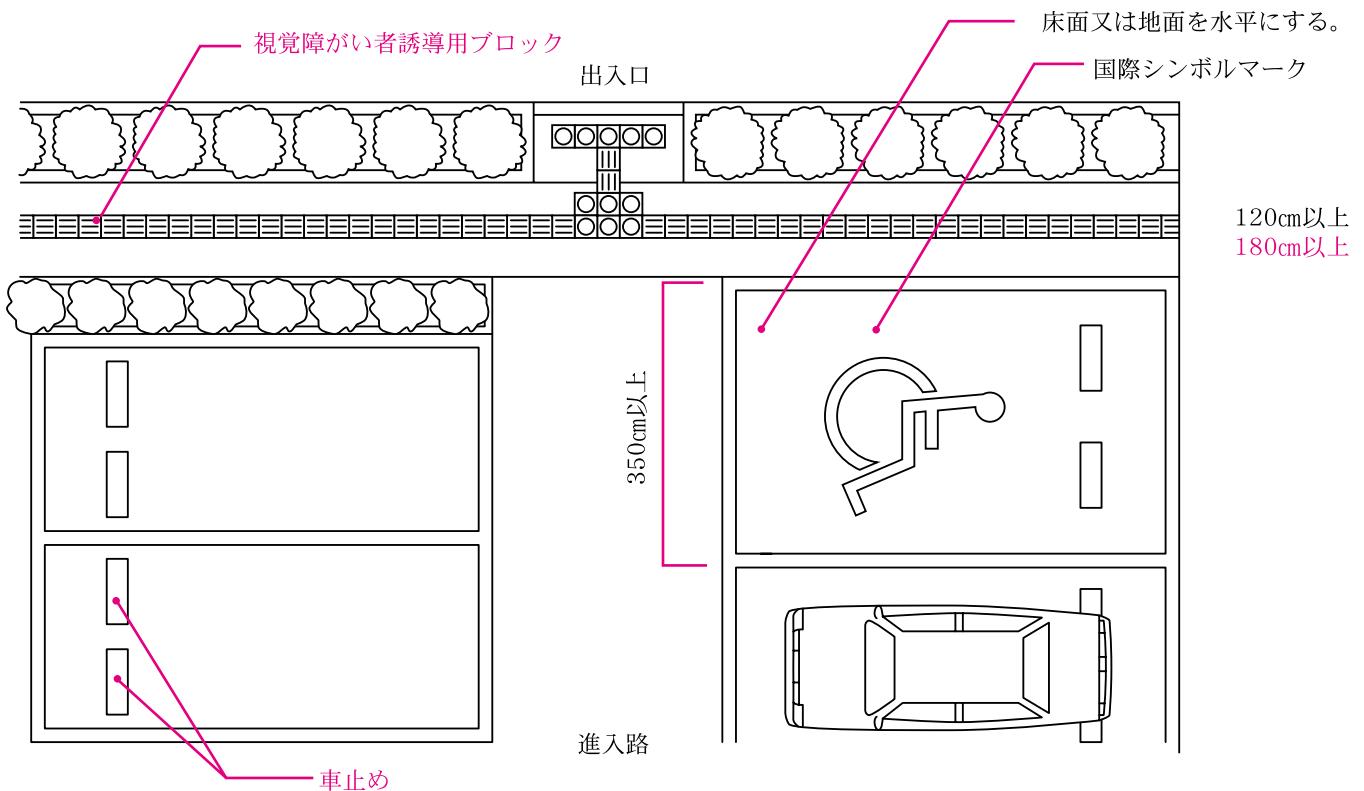
5 / 附属する駐車場

項目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準												
車いす使用者用駐車スペース数	① 1に定める構造の出入口に近接する駐車場の全駐車台数が20を超える場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車スペースを設けること。	◎ 車いす使用者用駐車スペースの数は次の数以上とすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>全駐車台数</th><th>車いす用</th></tr> <tr> <td>1～50</td><td>1</td></tr> <tr> <td>51～100</td><td>2</td></tr> <tr> <td>101～150</td><td>3</td></tr> <tr> <td>151～200</td><td>4</td></tr> <tr> <td>201～</td><td>× 1/100+2台</td></tr> </table>	全駐車台数	車いす用	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	× 1/100+2台
全駐車台数	車いす用													
1～50	1													
51～100	2													
101～150	3													
151～200	4													
201～	× 1/100+2台													
位 置	① 車いす使用者用駐車スペースは、1に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車スペースに至る経路の距離ができる限り短くなる位置に設けること。													
幅	② 幅は、350センチメートル以上とすること。													
表 示	③ 車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。	◎ 車いす使用者以外の障がい者、高齢者、けが人、妊産婦等の歩行弱者のための通常幅の駐車スペースを別途設けること。 歩行弱者駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。												
通 路		◎ 車いす使用者用駐車スペースへ通ずる出入口から車いす使用者用駐車スペースに至る駐車場内の通路は、園路に準じた構造とすること。												

6 / 案内板

項目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
案内板 案内板		◎ 公園全体の概要を示す案内板のうち、1以上の案内板は、文字等を地色と明度の差の大きい色とすること等により、読みやすいものとすること。

車いす使用者用駐車スペースの整備例



案内標示

